



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

ページ

○ 選挙管理委員会告示

- 60 参議院議員通常選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等 1
- 61 参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する日 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成25年7月21日執行予定の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成25年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

- 1 基準となる日 平成25年7月3日。ただし、年齢については平成25年7月21日
- 2 登録を行う日 平成25年7月3日
- 3 縦覧に供する日 平成25年7月4日

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成25年7月21日執行予定の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成25年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

平成25年7月4日